

健康だより

2014
Vol.48
July



お酒の席は無礼講？

いいえそれは **アルハラ** です！

※詳しくは [イッキ飲み・アルハラ防止キャンペーン](#) (NPO法人ASKIによる) をご参照下さい。

間もなくビールの美味しい季節になりますが、皆さんお酒の席でイヤな思いをしたことはありませんか？
今飲みニケーション世代と、お酒を飲む機会の少ない若い世代との間では「飲み会」や「お酒」に対する意識の差が大きく、時に『アルコール・ハラスメント』として問題になってしまいます。今回はその『アルハラ』について特集しました。

こんな思い込みありませんか…？

✓ 上司や先輩に注がれた
お酒は断ってはいけない

✓ 酔ってるんなら多少の
暴力や暴言は仕方ない

✓ 男なら飲めて当然



✓ 飲み会はちょっとくらい
無茶しないと楽しくならない

✓ お酌は当然女性の役目

✓ みんなで酔っばらってこそ
仲間との一体感が生まれる

★1つでも当てはまれば気づかぬうちにアルハラの可能性が！

※NPO法人ASK: [アルハラ・セルフチェック](#) より一部抜粋

アルハラの実義5項目

アルコール・ハラスメントとは、飲酒にまつわる人権侵害のことです。
NPO法人ASKでは以下の5項目の定義を定めています。

- 1 **飲酒の強要** 上下関係、周囲からはやし立て、罰ゲームなどの形で飲まざるを得ない状況に追いやること
- 2 **イッキ飲ませ** 場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争をさせること
- 3 **意図的な酔いつぶし** 酔いつぶす目的で飲ませること
- 4 **飲めない人への配慮を欠くこと** ソフトドリンクの用意がない、飲めないことを侮辱するなど
- 5 **酔った上での迷惑行為** 酔ってからむ、悪ふざけ、暴力・暴言、セクハラ、その他のひんしゆく行為



飲み会主催者・参加者の
「5つの責任」



1. **アルハラをなくす**
2. **吐く人を出さない**
3. **酔いつぶれた人を介抱し保護する**
4. **未成年に飲酒させない**
5. **車を運転する人に飲酒させない**

教員、上司の責任

大々的に報道された大学でのアルハラ事件の中には教員が飲み会に同席しながら、アルハラ行為を制止しなかったという事実があります。また、教員自らが飲み会の参加を強要するなどのアルハラ行為を行っている場合もあります。これは教員と学生の間だけに当てはまるのではなく、職場の上司と部下の間でも起こりうることです。アルハラを防ぐために、学生、教員、職員の全ての人々がアルハラへの配慮が必要です。

みんなが楽しい飲み会にするためには・・・？

飲み会を通じて仲間としての結束や信頼関係の強化を期待することができます。
そんな楽しい飲み会にするために、幹事が「飲み会のルール」を宣言するのが効果的です。ちょっと長くなりますが、乾杯の前に「無理にお酒を勧めない、イッキ飲みは禁止、つぶれるまで飲まない、飲ませない、お酒の勢いに任せて周囲に迷惑になる行為をするのは慎み、楽しい飲み会にしましょう。では、乾杯！」というように、幹事が自ら宣言をするだけで、各人がマナーを自覚をしながら楽しく飲むことができるようになると思います。

